

平成29年4月受付開始!!

神戸町産業支援コーディネーター派遣事業 のご案内

神戸町では、神戸町商工会との連携により、町の産業振興と活性化を図るため、町内の中小企業者の抱えるものづくり・経営に関する問題の解決について助言を行う、神戸町産業支援コーディネーターを派遣します。

事業の内容

- (1) 事業者の潜在的な課題抽出及び課題解決のための助言
- (2) 課題解決及び企業活動促進のための企業間・産学間のマッチング支援
- (3) 公的機関の補助制度の紹介及び助言
- (4) その他中小企業者の活動支援

派遣の対象者

- (1) 町内に住所を有しており中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
- (2) 町税等を滞納していないこと

派遣の回数

中小企業者等1者につき、1年度間に5回（無料）を超えないものとする。5回を超えて派遣の継続を希望する場合は、中小企業者等とコーディネーターとの間で契約を行う。

コーディネーターの登録

コーディネーターになろうとする者は、次に掲げる書類を町に提出する

- (1) 神戸町産業支援コーディネーター派遣事業登録申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) その他町長が必要と認める書類

派遣の申請

派遣を申請する事業者は、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業申請書（様式第2号）を提出

コーディネーターの派遣

コーディネーター決定後、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業実施依頼書（様式第3号）及び
- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業決定通知書（様式第4号）を申請者に送付

派遣を決定しない場合は、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業派遣しない旨の通知書（様式第4号の2）を申請者に送付

助言の推進

コーディネーターは、支援実施依頼書を受領後、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言計画書（様式第5号）を町及び申請者に提出支援する企業は、1日当たり1社とし、助言は原則として3時間以上行う。

助言業務の報告

コーディネーターは、毎回の助言終了後、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言業務報告書（様式第6号）を町に提出

最終の助言終了後、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言最終結果報告書（様式第7号）を町に提出

成果確認の報告

申請者は、助言終了後、

- ・神戸町産業支援コーディネーター派遣事業助言成果確認報告書（様式第8号）を町に提出

委 嘱

町は、派遣事業の実施において適当と認められる者を、コーディネーターに対し委嘱状を交付する。

任 期

コーディネーターの任期は、3年以内とする。

実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

■お問い合わせ 神戸町役場 産業環境課 産業振興係 0584-27-0178（直通）

■申請・受付窓口 神戸町商工会 0584-27-4185